

平成 27 年 2 月 6 日

千葉市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 稲 垣 総 一 郎 様

特定個人情報保護評価部会
部会長 多 賀 谷 一 照

特定個人情報保護評価部会における調査審議の結果について（報告）

当部会にて、調査審議した結果、下記のとおり報告します。

記

1 審議事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 27 条第 1 項に基づく特定個人情報保護評価について

- (1) (旧) 住民記録オンラインシステム（住民基本台帳に関する事務）
- (2) 税務システム（個人市民税に関する事務、固定資産税・都市計画税に関する事務）

2 調査審議の内容

- (1) 上記システムに係る全項目評価書（案）を確認した。
- (2) 部会での意見と意見に対する主な対応状況は、別紙のとおり。

3 部会の意見

番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、全項目評価書（案）の一部に関係機関への確認等が必要と思われる記載があるものの、現段階における評価としては妥当なものと認められる。

なお、再委託業務の従事者等については、番号法では罰則が適用されるものの、条例では適用されないため、条例改正の検討が必要である。

4 審議経過

- (1) 平成 26 年 11 月 11 日 第 1 回部会
- (2) 平成 27 年 1 月 8 日 第 2 回部会

部会での意見と意見に対する主な対応状況について

No.	部会での意見	対 応
1	<p>【住基】【税】 中間サーバーについて、単体として、独自に評価する必要があるのではないかと。</p>	中間サーバーについては、国において所定の点検を行った内容が各自治体に情報提供されており、同様の内容を各事務の評価書に記載している。
2	<p>【住基】【税】 国からの中間サーバーに関する情報提供について、その点検結果や考え方の詳細を確認した方が良いのではないかと。</p>	対応予定
3	<p>【税】 「特定個人情報ファイルの記録項目」の記載で、セキュリティ上問題のある記載（キャラクターなど項目の特性）は、削除・修正すべきである。</p>	対応済み（評価書に反映）
4	<p>【住基】【税】 「Ⅲ. 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの記録」等に関し、アクセスログを残しているだけでなく、その記録の確認体制・方法についても記載すべきである。</p>	対応済み（評価書に反映）
5	<p>【住基】【税】 評価書本文中の記号の使用（「※」の表記）については、様式にあらかじめ記載されている記号と同じものを使用すると意味が混同されてしまうので記載方法を見直すべきである。</p>	対応済み（評価書に反映）
6	<p>【住基】【税】 それぞれの評価書について、記載方法が統一されていない部分があるので、再度、見直すこと。</p>	対応済み（評価書に反映）
7	<p>【住基】【税】 評価書作成支援業務委託に係る報告書での指摘を受け、段階的に修正されているが、当初の指摘部分も確認する必要がある。</p>	対応済み
8	<p>【住基】 上記報告書での指摘で未対応の部分について確認すること。</p>	対応済み（評価書に反映）
9	<p>【住基】【税】 再委託先と委託先とは同程度のセキュリティ体制を確保する必要があるが、どのように確認するのか。</p>	対応済み（評価書に反映）
10	<p>【住基】【税】 再委託業務の従事者等については、番号法では罰則が適用されるものの、条例では適用されないため、条例改正の検討が必要である。</p>	検討課題とする。